

協議 6 号

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（案）
要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	地方公務員法の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	地方公務員法の一部改正に伴い、この訓令で引用する同法の条項を整理する（第1条関係）。
3 施行期日	令和5年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 月 日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（案）

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程（平成2年長野市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 平成2年4月28日長野市教育委員会訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）の規定に基づき、学校職員（長野市立学校に勤務する常勤の職員（学校給食センターに勤務する学校栄養職員を含む。）及び短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 平成2年4月28日長野市教育委員会訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）の規定に基づき、学校職員（長野市立学校に勤務する常勤の職員（学校給食センターに勤務する学校栄養職員を含む。）及び短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>